

流山市受動喫煙防止対策 助成金制度のご案内

受動喫煙防止対策に取り組む市内の飲食店、旅館業等の
中小企業の事業主の皆様へ対策費用の一部を助成します。

1. 流山市受動喫煙対策助成金制度の目的
2. 交付対象となる事業主
3. 助成金の額について
4. 申請から交付までの流れ

※助成は、予算の範囲内で原則受付順としますので、事前にご相談ください。

流山市

1. 流山市受動喫煙対策助成金制度の目的

厚生労働省の「受動喫煙防止対策助成金制度」を利用して喫煙室の設置等の対策に取り組んだ事業者に費用の一部を助成し、多くの事業者が受動喫煙防止対策を取り組める環境を整えることにより、一層の受動喫煙防止対策の推進を図ることを目的としています。

2. 支給対象となる事業主

この助成金は、次の①，②，③の全てに該当する事業主が支給の対象となります。

- ① 流山市内で旅館、料理店又は飲食店を営む者
- ② 厚生労働省が受動喫煙防止対策助成金交付要綱（厚生労働省発基安0516第2号）に基づき交付する受動喫煙防止対策助成金（以下「国の受動喫煙防止対策助成金」という。）の交付決定を受けた市内に存する事業場の事業主
- ③ 市税を滞納していない者

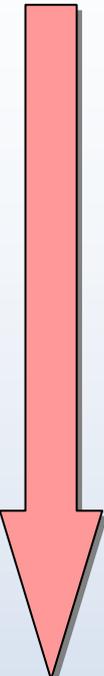
3. 助成金の額について

助成金の額は、国の受動喫煙防止対策助成金の助成対象経費となった金額の四分の一となります。（上限額二百万円）

4. 申請から交付までの流れ

流山市受動喫煙防止対策助成金の交付申請

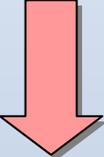
①「流山市受動喫煙防止対策助成金交付申請書」（別記第1号様式）の提出。



申請書に次の書類を添えて流山市健康福祉部健康増進課に提出してください。

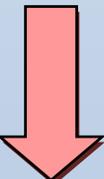
- ア 国の受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書（写し）
- イ 国の受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書及び添付書類（写し）
- ウ 国の受動喫煙防止対策助成金の申請日が確認できる書類
- エ 受動喫煙防止対策の内容を明らかにする図面
- オ 受動喫煙防止対策後の施設状況を明らかにする写真
- カ その他市長が必要とするもの

②申請書類の審査



審査段階で根拠となる資料を求めることがあります。また、資料が整わないときは交付決定されない場合があります。

③交付（申請却下）の決定



適当と認められれば、「流山市受動喫煙防止対策助成金交付決定（申請却下）通知書」により、交付決定が行われます。

④助成金の請求

交付決定後、「流山市受動喫煙防止対策助成金交付請求書」（別記第3号様式）により請求を行ってください。

偽りその他不正の行為により本助成金の支給を受けたと認められる場合には、支給した助成金の返還を求める場合があります。

流山市受動喫煙防止対策助成金について

問い合わせ先

流山市保健センター（流山市健康福祉部健康増進課）

〒270-0121

住所 流山市西初石4丁目1433番地の1

電話 04-7154-0331

受動喫煙防止対策助成金（厚生労働省）について

問い合わせ先

千葉労働局健康安全課

〒260-8612

住所 千葉県中央区中央4丁目11番地1号

千葉第2地方合同庁舎

電話 043(221)4312

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所
申請者 法人名又は商号
代 表 者 ㊞

流山市受動喫煙防止対策助成金交付申請書

受動喫煙防止対策の助成を受けたいので、流山市受動喫煙防止対策助成金交付規則第 4 条の規定により流山市受動喫煙防止対策助成金の交付を申請します。

記

1 企業の概要（現況）

所在地	流山市		
業 種		事業内容	
開業年月	個人・法人 年 月		
従業員数	人		

2 受動喫煙防止対策実施内容

	内 容		
喫煙室の面積（注 1）		喫煙室等の定員（注 1）	
受動喫煙防止対策の概要			
設置期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 日間）		
申請見込額	円		

3 受動喫煙防止対策助成金

支給決定額	円
-------	---

注 1 喫煙室を設置する場合に記載すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所
助成決定者 法人名又は商号
代 表 者 ㊟

流山市受動喫煙防止対策助成金交付請求書

年 月 日付で流山市達第 号で確定通知のあった流山市受動喫煙防止対策助成金について、流山市受動喫煙防止対策助成金交付規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 口座振込先

金融機関名		支店名	
口座番号			
フリガナ			
口座名義			